

○福祉型障害児入所施設給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		地方公共団体が発費する指定障害児入所施設の場合	利用者の数が利用定数を超える場合	入所支援計画が作成されない場合	身体拘束防止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未実施減算	情報公表未報告減算	日中活動実施加算(1日につき)	重度障害児支援加算	重度重複障害児加算	強度行動障害児特別支援加算	乳幼児加算	心理担当職員を配置している場合(1日につき)	看護職員配置加算(Ⅰ)	看護職員配置加算(Ⅱ)	児童指導員等の場合(1日につき)	ソーシャルワーカー配置加算	
知的障害児の場合	(1)定員5人以上9人以下	当該施設が単独施設	(957単位)						+67単位					102単位	+41単位	+40単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+151単位 ロ 児童指導員等の場合+113単位	1日につき+159単位	
	(2)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(837単位)						+161単位					102単位	+41単位	+40単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+151単位 ロ 児童指導員等の場合+112単位	1日につき+159単位	
		(二)当該施設が主たる施設	(1,727単位)						+67単位										
		(三)当該施設が単独施設	(957単位)						+121単位										
	(3)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(665単位)						+67単位						91単位	+70単位	+68単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+101単位 ロ 児童指導員等の場合+75単位	1日につき+78単位
		(二)当該施設が主たる施設	(1,109単位)						+81単位										
		(三)当該施設が単独施設	(878単位)						+67単位										
	(4)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(645単位)						+81単位										
		(二)当該施設が主たる施設	(1,075単位)						+67単位										
		(三)当該施設が単独施設	(852単位)						+67単位										
	(5)定員21人以上25人以下		(837単位)						+67単位										
	(6)定員26人以上30人以下		(812単位)						+54単位						34単位	+47単位	+38単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+43単位 ロ 児童指導員等の場合+45単位	1日につき+53単位
	(7)定員31人以上35人以下		(700単位)						+47単位										
	(8)定員36人以上40人以下		(665単位)						+40単位						105単位	+38単位	+41単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+43単位 ロ 児童指導員等の場合+32単位	1日につき+40単位
									+32単位										
								+27単位											
(9)定員41人以上50人以下		(625単位)						+23単位											
(10)定員51人以上60人以下		(600単位)						+27単位											
								+23単位											
								+20単位											
(11)定員61人以上70人以下		(578単位)						+23単位											
(12)定員71人以上80人以下		(554単位)						+20単位											
								+18単位											
								+16単位											
(13)定員81人以上90人以下		(535単位)						+18単位											
(14)定員91人以上100人以下		(513単位)						+16単位											
								+16単位											
								+16単位											
(15)定員101人以上		(493単位)						+16単位											
口 自閉症児の場合	(1)定員30人以下		(845単位)						+54単位										
	(2)定員31人以上40人以下		(772単位)						+40単位										
									+32単位										
									+27単位										
	(3)定員41人以上50人以下		(734単位)						+23単位										
	(4)定員51人以上60人以下		(701単位)						+27単位										
								+23単位											
								+23単位											
(5)定員61人以上70人以下		(668単位)						+23単位											
(6)定員71人以上		(637単位)						+23単位											
								+322単位											
								+322単位											

イ 重度障害児支援加算(Ⅰ) 1日につき+165単位
ロ 重度障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき+198単位
*別に定める要件に該当する場合 +11単位

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		地方公共団体が設置する指定障害児入所施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	入所支援計画が作成されない場合	身体拘束禁止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未実施減算	情報公表情報減算	日中活動記録加算(1日につき)	重度障害児支援加算								
	(二)当該施設が単独施設	(988単位)							+54単位									+159単位
2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(907単位)							+170単位									1日につき+159単位
	(二)当該施設が単独施設	(988単位)							+54単位									
3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(907単位)							+161単位									1日につき+159単位
	(二)当該施設が主たる施設	(1,903単位)																
	(三)当該施設が単独施設	(988単位)							+54単位									
4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(694単位)							+107単位									1日につき+106単位
	(二)当該施設が主たる施設	(1,360単位)																
	(三)当該施設が単独施設	(900単位)							+54単位									
5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(644単位)							+81単位									1日につき+79単位
	(二)当該施設が主たる施設	(1,142単位)																
	(三)当該施設が単独施設	(900単位)							+54単位									
6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(577単位)							+64単位									1日につき+63単位
	(二)当該施設が主たる施設	(1,022単位)																
	(三)当該施設が単独施設	(871単位)							+54単位									
7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(542単位)							+54単位									1日につき+53単位
	(二)当該施設が主たる施設	(871単位)																
	(三)当該施設が単独施設	(871単位)							+54単位									
8)定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設	(767単位)							+46単位									1日につき+45単位
	(二)当該施設が単独施設	(767単位)																
9)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設	(713単位)							+40単位									1日につき+40単位
	(二)当該施設が単独施設	(713単位)																
10)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設	(628単位)							+32単位									1日につき+32単位
	(二)当該施設が単独施設	(628単位)																
11)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設	(603単位)							+27単位									1日につき+26単位
	(二)当該施設が単独施設	(603単位)																
12)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設	(582単位)							+23単位									1日につき+23単位
	(二)当該施設が単独施設	(582単位)																
13)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設	(560単位)							+20単位									1日につき+20単位
	(二)当該施設が単独施設	(560単位)																
14)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設	(540単位)							+18単位									1日につき+18単位
	(二)当該施設が単独施設	(540単位)																
15)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設	(519単位)							+18単位									1日につき+18単位
	(二)当該施設が単独施設	(519単位)																
二つあいの場合 (1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(1,246単位)							+322単位									1日につき+159単位
	(二)当該施設が単独施設	(983単位)							+54単位									
2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(929単位)							+179単位									1日につき+159単位
	(二)当該施設が単独施設	(983単位)							+54単位									
3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(929単位)							+161単位									1日につき+159単位
	(二)当該施設が主たる施設	(1,889単位)																
	(三)当該施設が単独施設	(983単位)							+54単位									
4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(695単位)							+107単位									1日につき+106単位
	(二)当該施設が主たる施設	(1,349単位)																
	(三)当該施設が単独施設	(895単位)							+54単位									
5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(647単位)							+81単位									1日につき+79単位
	(二)当該施設が主たる施設	(1,139単位)																

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
			地方公共団体が設置する指定障害児入所施設の場合	利用者の数が利用定員を超過する場合は	入所支援計画が作成されない場合は	身体拘束禁止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未実施減算	情報公表未報告減算	日中活動支援加算(1日につき)	重度障害児支援加算	重度障害児別加算	重度障害児特別支援加算								
	(三)当該施設が単独施設	(695単位)								+54単位											
6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(573単位)								+64単位											
	(二)当該施設が主たる施設	(666単位)								+54単位											
	(三)当該施設が単独施設	(866単位)								+54単位											
7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(545単位)								+54単位											
	(二)当該施設が主たる施設	(866単位)								+54単位											
	(三)当該施設が単独施設	(866単位)								+54単位											
8)定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設	(763単位)								+46単位											
	(二)当該施設が単独施設	(763単位)								+46単位											
9)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設	(710単位)								+40単位											
	(二)当該施設が単独施設	(710単位)								+40単位											
10)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設	(623単位)								+32単位											
	(二)当該施設が単独施設	(623単位)								+32単位											
11)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設	(600単位)								+27単位											
	(二)当該施設が単独施設	(600単位)								+27単位											
12)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設	(580単位)								+23単位											
	(二)当該施設が単独施設	(580単位)								+23単位											
13)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設	(558単位)								+20単位											
	(二)当該施設が単独施設	(558単位)								+20単位											
14)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設	(537単位)								+18単位											
	(二)当該施設が単独施設	(537単位)								+18単位											
15)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設	(518単位)								+18単位											
	(二)当該施設が単独施設	(518単位)								+18単位											
ホ 肢体不自由児の場合	1)定員50人以下	(766単位)																			
	2)定員51人以上60人以下	(752単位)																			
	3)定員61人以上70人以下	(737単位)																			
	4)定員71人以上	(720単位)																			
入院・外泊時加算	イ 入院・外泊時加算(Ⅰ)	(1)定員60人以下 (320単位) (2)定員61人以上90人以下 (288単位) (3)定員91人以上 (292単位)																			
	ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ)	(1)定員60人以下 (191単位) (2)定員61人以上90人以下 (172単位) (3)定員91人以上 (150単位)																			
自治体別加算	イ 自治体別加算(Ⅰ) (当該障害児1人につき360日を限度として1日につき337単位を加算)																				
	ロ 自治体別加算(Ⅱ) (当該障害児1人につき360日を限度として1日につき448単位を加算)																				
入院時特別加算	イ 90日を超える入院期間が4日未満 (1回につき561単位を加算)																				
	ロ 90日を超える入院期間が4日以上 (1回につき1,122単位を加算)																				
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算)																				
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき7単位を加算)																				
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき4単位を加算)																				
家族支援加算(Ⅰ)	イ 居宅を訪問(1時間以上) (1回につき300単位を加算)																				
	ロ 居宅を訪問(1時間未満) (1回につき200単位を加算)																				
	ハ 施設等で対面 (1回につき100単位を加算)																				
	ニ オンライン (1回につき80単位を加算)																				
家族支援加算(Ⅱ)	イ 施設等で対面 (1回につき80単位を加算)																				
	ロ オンライン (1回につき60単位を加算)																				
地域移行加算	(入所中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)																				
移行支援関係機関連携加算	(月1回を限度とし1回につき250単位を加算)																				
体罰利用支援加算	イ 体罰利用支援加算(Ⅰ) (年2回、1回につき3日を限度として1日につき700単位を加算)																				
	ロ 体罰利用支援加算(Ⅱ) (年2回、1回につき5日を限度として1日につき500単位を加算)																				
栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下 (1日につき27単位を加算)																			
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき22単位を加算)																			
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき19単位を加算)																			
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき15単位を加算)																			
		(5)定員71人以上80人以下 (1日につき13単位を加算)																			
		(6)定員81人以上90人以下 (1日につき12単位を加算)																			
		(7)定員91人以上100人以下 (1日につき11単位を加算)																			
		(8)定員101人以上 (1日につき10単位を加算)																			
		ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下 (1日につき15単位を加算)																		
			(2)定員41人以上50人以下 (1日につき12単位を加算)																		
(3)定員51人以上60人以下 (1日につき10単位を加算)																					
(4)定員61人以上70人以下 (1日につき8単位を加算)																					
(5)定員71人以上80人以下 (1日につき7単位を加算)																					
(6)定員81人以上90人以下 (1日につき6単位を加算)																					
(7)定員91人以上100人以下 (1日につき5単位を加算)																					
(8)定員101人以上 (1日につき4単位を加算)																					

	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
基本部分	地方公共団体が設置する指定児童福祉施設の場合	利用者の数が毎用定員を超える場合	入所支援計画が作成されない場合	身体拘束防止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	情報公表義務減算	日中活動支援加算(1日につき)	重度障害児支援加算	重度重複障害児加算	支援行動障害児特別支援加算	乳幼児加算	心理担当職員を配置している場合(1日につき)	看護職員配置加算(Ⅰ)	看護職員配置加算(Ⅱ)	児童指導員等加算(1日につき)	ソーシャルワーカー配置加算	
家業マネジメント加算	(1日につき12単位を加算)																	
要支援児童加算	イ 要支援児童加算(Ⅰ)	(1月につき1回を限度 1回につき150単位を加算)																
	ロ 要支援児童加算(Ⅱ)	(1月につき4回を限度 1回につき150単位を加算)																
集約的支援加算	イ 集約的支援加算(Ⅰ)	(月4回を限度として、1500単位を加算)																
	ロ 集約的支援加算(Ⅱ)	(1回につき500単位を加算)																
小規模グループケア加算	イ 小規模グループケア加算(Ⅰ)	(1日につき320単位を加算)																
	ロ 小規模グループケア加算(Ⅱ)	(1日につき233単位を加算)																
	ハ 小規模グループケア加算(Ⅲ)(9~10名の場合)	(1日につき186単位を加算)																
	ニ 小規模グループケア加算(サテライト型)	(1日につき578単位を加算)																
	注:平成24年4月以前に開設された施設に限る																	
障害者支援施設等専任職員上加算	イ 障害者支援施設等専任職員上加算(Ⅰ)	(1月につき10単位を加算)																
	ロ 障害者支援施設等専任職員上加算(Ⅱ)	(1月につき14単位を加算)																
新規感染症等施設従事加算	(月5回を限度として、240単位を加算)																	
福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×211/1,000)																
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×207/1,000)																
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×168/1,000)																
	ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位×141/1,000)																
	水 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	(1月につき 所定単位×173/1,000)															
		(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	(1月につき 所定単位×184/1,000)															
		(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	(1月につき 所定単位×189/1,000)															
		(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	(1月につき 所定単位×180/1,000)															
		(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	(1月につき 所定単位×148/1,000)															
		(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	(1月につき 所定単位×142/1,000)															
		(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	(1月につき 所定単位×152/1,000)															
		(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	(1月につき 所定単位×130/1,000)															
		(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	(1月につき 所定単位×148/1,000)															
		(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	(1月につき 所定単位×114/1,000)															
		(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	(1月につき 所定単位×103/1,000)															
(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)		(1月につき 所定単位×110/1,000)																
(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)		(1月につき 所定単位×109/1,000)																
(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)		(1月につき 所定単位×71/1,000)																
	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月1日から算定可能 注3 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能																	
福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×99/1,000)																
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×72/1,000)																
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×40/1,000)																
	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能																	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×43/1,000)																
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×39/1,000)																
	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能																	
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき 所定単位×38/1,000)																	